

大学共同利用機関法人自然科学研究機構長の任期に関する規程

平成16年5月28日

自機規程第 32 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第26条において準用する法第15条第1項に規定する機構長の任期について定めるものとする。

(任期)

第2条 機構長の任期は、4年とし、再任の任期は、2年とする。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月28日から施行する。
- 2 この規程の施行日において、現に機構長である者の任期の始期は、任命の日からとする。